

1 人権教育の充実に向けて

(1) 人権教育の目的

人権教育の目的は、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、不当な差別のない社会の実現を図る主体者づくりを行うことがあります。目的の実現に向けて、達成すべき具体的な目標として、次の点に取り組む必要があります。

○ 人権についての理解と認識を深める

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりするうえで必要な知識を身に付けることが大切です。

例えば、人が生きていくうえで必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身に付けること、また、文化・価値観・個性はそれぞれちがっていてあたりまえであり、これらのちがいが豊かさにつながることについて認識することが必要です。さらに、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する国内法及び国際条約等について知ることも必要です。

○ 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となります。

人権感覚を高めるためには、人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人の痛みや思いを想像したり共感的に感受したりすること、問題解決に積極的に貢献しようとすること、お互いを認め協力を大切にすること、他者や他文化の多様性に共感すること等の意欲・態度や技能を育成することが重要です。

○ 一人ひとりの自己実現を可能にする

自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれます。差別やいじめ、厳しい生活等の影響によって、自己実現が阻まれることがあってはなりません。

そこで、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係づくりを進めること、そして、その中で自信を持ち、自らの進路や生き方に対して主体的に選択・意思決定し行動できるよう支援することが大切です。

人権教育は、子どもの生活の中にある課題の解決に向けて、総合的に行われなければなりません。子どもが安心して過ごすことのできる人権感覚あふれる学校を教科等指導や生徒指導、学級経営等あらゆる教育活動を通じて実現していくことや、子どもと保護者・地域住民等が一緒になって取り組む学習活動を積極的に促進することによって、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めていくことが大切です。

(2) 同和教育の理念や成果をふまえて

部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成をめざして同和教育が始められました。そして、これまで、次のような理念や成果を継承・発展させながら取組が進められてきました。

○ 子どもを取り巻く実態から教育課題をとらえてきたこと

子どもの姿を、その生活背景や地域の実態とともにとらえることによって、子どもや保護者の願い、そして、それらが差別等により妨げられていることが明らかになってきました。願いの実現を阻んでいるものを取り去り、子どもが自らの将来を切り拓いていく力を身に付けるための取組を進めるには、人権に係わる子どもを取り巻く実態を的確に把握し、教育課題を明確にすることが不可欠でした。

○ 子どもの教育を受ける権利等を保障してきたこと

差別等を背景とする、子どもの長期欠席や不就学を克服する取組は、日本国憲法の理念を実現しようとするものでした。その中で、基礎学力の保障、「奨学金制度」の整備、「統一応募用紙」の制定等、様々な取組が進められてきました。

○ 一人ひとりが認められる仲間づくりを進めてきたこと

集団の中で個が活かされ、共に生きることを重視した仲間づくりが進められてきました。一人ひとりの子どもが疎外されることなく、集団の中で自分らしさをいきいきと表現し生活していること、また、お互いの願いや悩み、中でも、差別に対してどう向き合っていくのかを共有し、課題の解決に向けて共に考え、行動できること等を重要な視点としてきました。

○ 学校・家庭・地域が一体となった推進体制を確立してきたこと

学力保障や進路保障等、学校における様々な取組が進められる中で、それらの取組は家庭・地域等の多くの人々に支えられてこそ、その効果が十分発揮されることが明らかになってきました。このことから、学校・家庭・地域等が一体となった推進体制づくりが進められてきました。

○ 教職員としての資質と実践力の向上を図ってきたこと

これまで、すべての教職員が人権問題に対する正しい認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、研修等が積極的に進められてきました。地域の実態から学んだり、被差別当事者等から話を聞いたりすること、また、生活体験から自分自身と人権問題との係わりを見つめ直すこと等が、教職員に自己変革や気づきをもたらしてきました。さらに、具体的な教育実践の交流等が、取組を進めるうえでの貴重な視点を示していました。

今後も、このような同和教育の理念や成果を十分にふまえ、充実した人権教育を展開していくことが重要です。

(3) 人権問題を解決するための具体的な実践行動につながる教育を

人権教育を通じての気づきや学びを、人権問題の解決のために自分の生活や社会の状況を変えていこうとする意識につなげるには、その問題の解決を自分の課題としてとらえることが必要です。そのためには、人権問題を自分の経験やくらしと重ねて共感的にとらえたり、その問題が存在する社会に自分はどう向き合うかを考えたりすることが重要です。

そして、その意識を自他の人権を守るために具体的な実践行動ができる力につなげるには、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面^(*)に係わる資質・能力をバランスよく育成することが求められます。これらの3側面に係わる指導を相互に関連づけながら、人権教育推進計画等に基づき、あらゆる場と機会を活用して系統的に人権教育を推進することが大切です。

*1 知識的側面とは「自由・平等・権利等の諸概念、人権の歴史や現状、国内法や国際法等についての知識等」、価値的・態度的側面とは「自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、自由等の実現のために行動しようとする意欲等」、技能的側面とは「コミュニケーション力、合理的・分析的な思考力、偏見や差別を見きわめる力等」。